

2021（令和3）年4月27日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

要請書

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

原告団代表 田 中 義 信
弁護団代表 佐 藤 哲 之

2021（令和3）年4月26日、最高裁判所は、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者のうち、慢性肝炎が再発した原告2名に対し、最初の慢性肝炎発症時を起算点として除斥期間（旧民法724条後段）を適用した福岡高等裁判所の判決を破棄し、除斥期間の適用を否定する判決を言い渡した。

本件最高裁判決は、最初の慢性肝炎発症時において、その後の再発の慢性肝炎の発症による損害をも請求することは不可能だったのだから、再発の慢性肝炎による損害は、再発時が除斥期間の起算点となるとして、除斥期間の適用を求める国の主張を排斥したものであり、被害者救済の見地から除斥期間の適用を制限したものとして高く評価できる。

さらに、裁判長の補足意見において、極めて長期にわたる肝炎被害の実情に鑑みると、本件原告らと同様の状況にある特定B型肝炎ウイルス感染者の問題も含め、迅速かつ全体的な解決を図るため、国に協議を行うなどして感染被害者等の救済にあたる国責務が適切に果たされることを期待するとされており、極めて的確な指摘がされている。

原告らは、他の被害者らと同様に、自らは何の落ち度もないのに乳幼児期の集団予防接種によりB型肝炎に感染させられ、二度にわたり慢性肝炎を発症し、長年にわたり苦しみ続けてきたにもかかわらず、最初の発症から20年という時の経過のみをもって正当な救済を阻まれてきた者である。

この度の最高裁判決により、国には、除斥期間問題を早期に解決し、不合理な差別なき救済の実現に向けて真摯に取り組む責任のあることは動かし難いものとなつた。

よって、本日、私たち全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、国・貴省に対し、以下のとおり要請する。

【要請事項】

- 1 国は、本件原告らに対し、正義・公平に反する除斥期間の主張をして苦痛を与えたことについて真摯に反省し、謝罪するとともに、直ちに正当な救済を実現すること
- 2 本件原告らと同様、慢性肝炎の再発事案について除斥期間を理由に正当な救済を拒まれている全国の原告らについても、直ちに正当な救済を実現すること
- 3 慢性肝炎の再発事案に限らず、除斥期間を理由に正当な救済を阻まれている全国の原告らの早期解決に向けて、直ちに我々全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との協議を開始すること

以上